

生駒市教育委員会規則第 1 号

生駒市生涯学習施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 2 月 2 9 日

生駒市教育委員会教育長 原 井 葉 子

生駒市生涯学習施設条例施行規則の一部を改正する規則

生駒市生涯学習施設条例施行規則（平成 2 4 年 4 月生駒市教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表やまびこホールの項を削る。

第 3 条の表やまびこホールの項を削る。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。